

新たな地域福祉保健計画の策定について

1 目的

文京区基本構想で掲げた分野ごとの将来像の実現に向けて、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化する区民のニーズを踏まえ、今後の福祉保健施策の方向性を明らかにし、総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する。

2 計画の位置付け

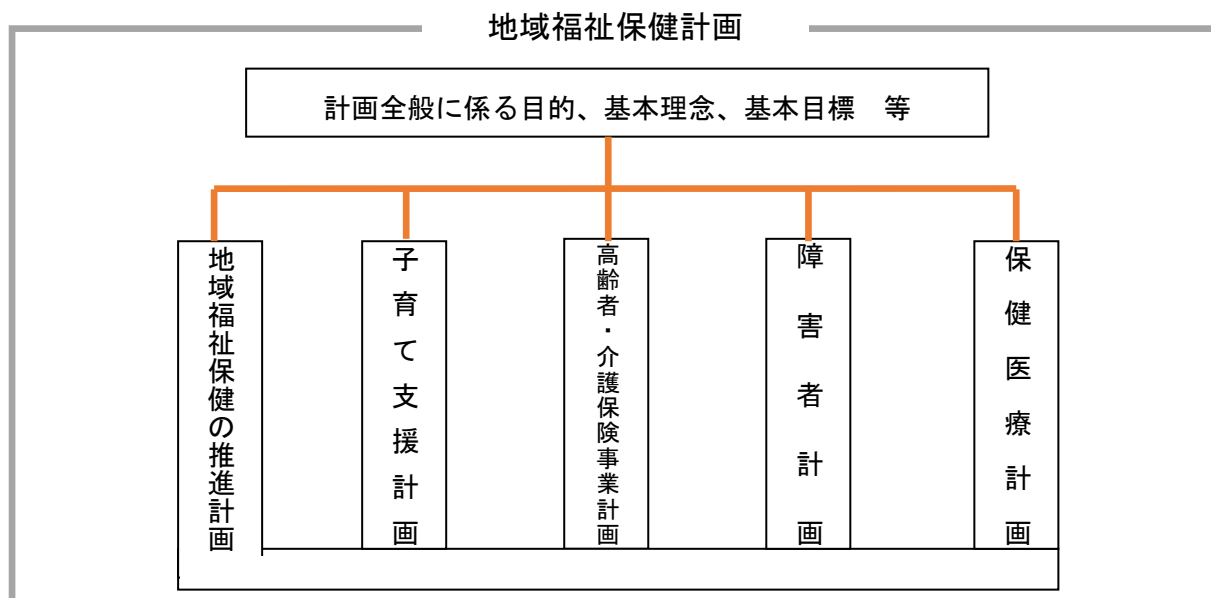
本計画は、区の福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画であり、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含するものとする。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の 8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法 117 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 19 第 1 項	
健康増進計画	健康増進法第 8 条第 2 項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第 18 条	

3 計画の構成

計画全般に係る目的、基本理念、基本目標等を取りまとめた総論と、5つの分野別計画で構成する。

なお、「地域福祉保健の推進計画」は、地域福祉保健全般にかかわる施策等を取りまとめた計画とする。



4 計画期間

平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 か年とする。

ただし、分野別計画のうち、「保健医療計画」については、平成 30 年度から平成 35 年度までの 6 か年とする。

また、「子育て支援計画」については、平成 27 年度から平成 31 年度までの計画であるため、他の分野別計画との調整を図り、必要に応じて改定を行う。

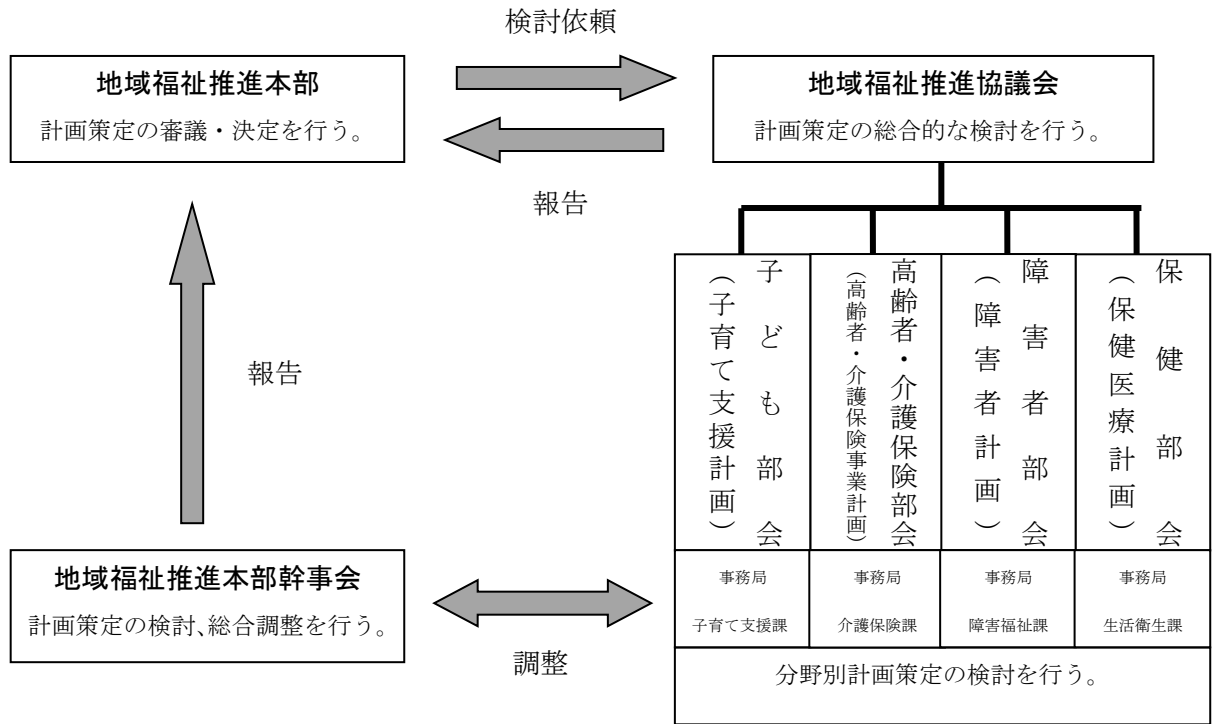
28 年度	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
		地域福祉保健計画					
		地域福祉保健の推進計画					
子育て支援計画							
		高齢者・介護保険事業計画					
		障害者計画					
		保健医療計画					
	基本構想実施計画						
基本構想							

5 検討体制

本計画の検討は、地域福祉推進協議会（以下「協議会」という。）において行い、地域福祉推進本部（以下「推進本部」という。）に報告する。また、推進本部の下に置く幹事会において、必要な検討、調整を行う。

なお、分野別計画策定の具体的な検討を行うため、協議会の下に 4 つの分野別検討部会（以下「部会」という。）を設置する。地域福祉保健の推進計画については、部会を設置せず、協議会において検討を行う。

※ 子ども部会は、他の分野別計画との調整を図り、必要に応じて設置を検討する。



6 基本理念及び基本目標

国の動向を注視しつつ、高齢者・障害者・子どもなど、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、文京区版地域包括ケアシステムの構築に向け、現行計画（別紙のとおり）の見直しを検討する。

基本理念

○ 人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○ 自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○ 支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

○ 健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○ 区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、NPO、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

○ 男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

基本目標

○ だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○ だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。